

「(仮称) 堺市こども計画」策定に関する市民ニーズ調査の概要

1. 趣 旨

令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条において、市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を作成するよう努力義務が課されており、関連する他のこども施策に関する計画と一体的に策定できることが規定されています。

本市においては、子ども・子育て支援に関する事業を総括する計画として「堺市子ども・子育て総合プラン（令和 2 年度から令和 6 年度）」を策定しており、令和 6 年度の計画期間終了に伴い、次期計画と市町村こども計画を一体とした「(仮称) 堺市こども計画（令和 7 年度から令和 11 年度）」の策定を予定しています。

(仮称) 堺市こども計画策定のための基礎資料とすべく、以下のとおり市民ニーズ調査を実施します。

2 調査方法

住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、郵送・オンラインにより実施

3 調査対象

調査種類	調査対象	配付数
A 子ども・子育て支援に関する調査	就学前の子どもがいる世帯（保護者）	3,000 世帯
	小学生の子どもがいる世帯（保護者）	3,000 世帯
B 子どもの生活に関する調査	小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生の子どもがいる世帯（保護者と子ども）	4,000 世帯
	ひとり親世帯（保護者と子ども）	
C 子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査	15～39 歳の子ども・若者	3,000 世帯

4 調査期間

令和 5 年 12 月上旬から下旬まで（予定）

5. 調査項目

A 子ども・子育て支援に関する調査

家族の状況、子どもの育ちをめぐる環境、保護者の就労状況、子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況、子どもの地域の子育て支援事業の利用状況、子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方、本市の子育て環境の満足度、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について等

B 子どもの生活に関する調査

子どもの生活習慣、子どもの置かれている状況、自己肯定感・将来展望、子どもの居場所の利用経験や利用意向、世帯の生活状況、保護者の就労状況・経済的状況等

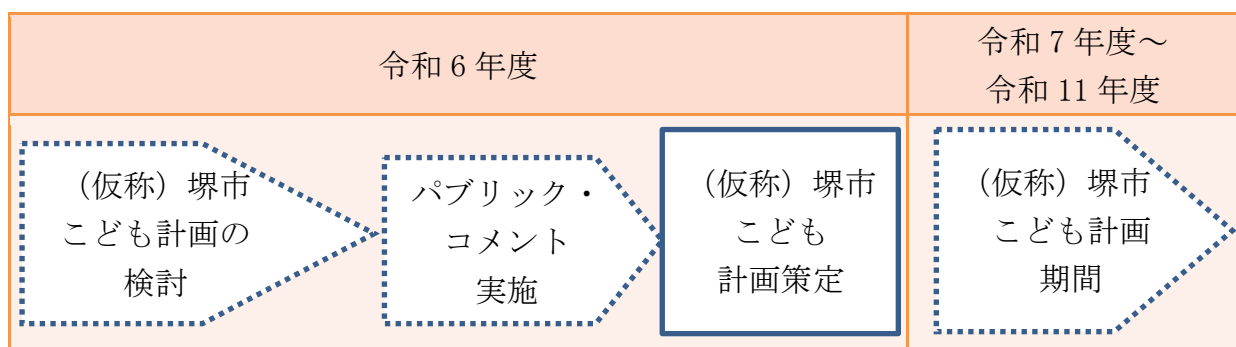
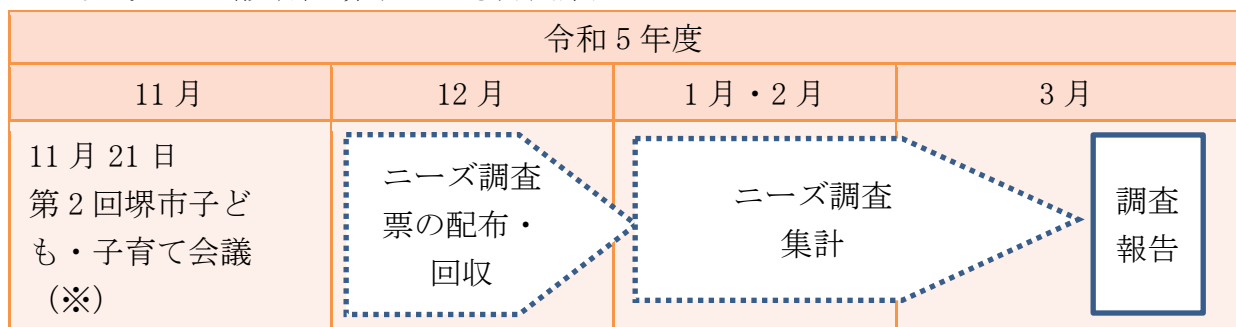
C 子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査

就労状況、結婚・子育てに関する希望、人間関係・自己肯定感、引きこもりの経験、社会生活や日常生活における困難な経験等

6 備考

アンケート結果を集計後、市のホームページ等で調査結果を公表予定

《参考》 (仮称) 堺市こども計画策定スケジュール



※子ども・子育て会議は定期的に実施